

平成 24 年度 米軍発注工事参入支援可能性調査事業 企画提案募集要項

1 事業名

米軍発注工事参入支援可能性調査事業

2 事業目的

沖縄県では、平成 24 年 5 月に「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」を策定し、その中で、県内建設業者の工事受注を拡大するため、米軍発注工事への参入促進を図ることとしている。

しかしながら、米軍発注工事における巨額のボンド（保険会社等が発行する履行保証証券）が障壁となり、県内建設業者の参入が進まない状況にある。

そのため、在沖米軍の発注工事で、県内建設業者が活用できるボンド枠を確保するために必要な支援策及びその実施手法等について調査研究を行い、米軍発注工事への参入促進を図るとともに、工事ノウハウの蓄積により海外市場進出に繋げることを目的とする。

3 委託業務の内容

別添「米軍発注工事参入支援可能性調査事業業務委託仕様書」のとおり。

4 委託業務費

(1) 11,780 千円（消費税込み）以内とする。

(2) 委託業務費の内訳は、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費及び一般管理費等とする。

5 委託業務実施期間

契約締結の日から平成 25 年 3 月 29 日（金）までとする。

6 委託の方法

沖縄県庁内に設置する実施主体選定委員会において提案内容を審査し、応募者毎に優先順位を決定して、1 事業者を選定する。

7 応募方法

(1) 以下の書類を持参又は郵送にて 7 部（正本 1 部・副本 6 部）提出する。（副本は複写可）

ア 平成 24 年度米軍発注工事参入支援可能性調査事業提案書 （様式 1）

イ 事業提案書 （様式 2）

ウ 誓約書(様式3)

エ 定款及び過去2期の決算書(写)

(2) 提出期限

平成24年8月10日(金) 17:15(必着)

(3) スケジュール(予定)

日 程	内 容
平成24年7月26日(木)～8月10日(金)	公募期間
平成24年8月中旬	プレゼンテーション実施
〃	審査・事業者選定
平成24年8月下旬	委託契約締結

(4) その他

ア 応募にあたって使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

イ 応募書類の作成、提出、疑義照会、プレゼンテーションに係る旅費等、応募のために要する費用は応募者の負担とし、応募書類等は返却しないものとする。

ウ 提案内容は1案に限るものとする。

8 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 政策提言や計画・調査分析等のコンサルティング能力を有すること。

(3) 委託業務の遂行に必要な知識・人員等を有していること。

(4) 委託業務の遂行にあたって、正副2名以上の専任の担当者を割り当てることができる者であること。

(5) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体であること。

(6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)、(3)の要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を構成する事業者全体として、応募資格(4)、(5)の要件を満たす者であること。

9 審査

(1) 審査の方法

ア 沖縄県土木建築部土木企画課内に設置する実施主体選定委員会におい

て、応募者によるプレゼンテーションを実施して提案内容を審査し、応募者毎に優先順位を決定して、業務委託候補者を1者選定する。なお、応募者多数の場合には、提案書の内容を事前に審査し、提案候補事業者を選定の上で、プレゼンテーションを実施する。

イ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、応募内容を確認するための聞き取りを実施することがある。

ウ 実施主体選定委員会是非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じないものとする。

エ 業務委託候補者が辞退した場合は、次点となった事業者を業務委託候補者とする。

(2) 審査基準

実施主体選定委員会における審査にあたっては、以下の事項について評価する。

ア 事業目的に沿った提案であること。

イ 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有していること。

ウ 具体性のある事業計画であること。

エ 委託業務を遂行するにあたり、妥当な積算となっていること。

(3) 結果の通知

応募者に対して文書で通知する。

10 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

(1) 応募者の資格を有しない者が応募したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する内容や応募に関する不正行為があったとき。

(4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約の締結

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約

(2) 契約金額

業務委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約に伴う諸経費

業務委託候補者の負担とする。

(4) その他契約条項

業務委託候補者との協議事項とする。なお、共同企業体の場合は、契約

時に各構成員間で協定を締結して、その協定書を契約書に添付するものとし、協定書の主な内容は以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等

12 委託業務の経理

- (1) 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにすること。
- (3) 委託業務に係る財産（備品等）の取得は認めないものとする。
- (4) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

13 その他の留意事項

- (1) 委託業務を実施するにあたっては、沖縄県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、業務内容に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、沖縄県と受託者とで協議の上で定めるものとする。
- (2) 沖縄県は、本業務の適正を期するため、必要があるときは、受託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員を事業所に立ち入らせて会計帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 委託業務完了にあたり、会計帳簿類の確認ができない場合は、委託料を減額することがある。
- (4) 委託業務終了後、国の会計検査院の实地検査が行われる場合がある。

14 質問事項、提案書提出先

(1) 質問事項

質問がある場合は、質問書（様式4）をメール又はFAXにより提出すること。なお、回答は、質問者に対しメール又はFAXで行うほか、随時沖縄県ホームページに掲載する。

(2) 提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁11階）

沖縄県土木建築部土木企画課（担当：建設業指導契約班 安座間）

TEL：098-866-2384

FAX：098-866-2399

E-mail：azamadsk@pref.okinawa.lg.jp